

ミャンマーの変異株指定国・地域の指定（入国後6日間の待機と空港でのワクチン接種の変更点）

在留邦人の皆様へ
当地滞在中の皆様へ

2021年7月21日

1. 7月21日、日本において、新型コロナウイルス変異株拡大を受けた新たな水際対策措置 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009097.html) が決定されました。

この新たな措置により、ミャンマーは、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定され、7月24日午前0時以降、ミャンマーからの全ての入国者については、検疫所長の指定する場所（ホテル。選択不可）で6日間待機の上、入国後3日目と6日目のPCR検査で陰性と判定されたら、入国後14日間の残りの期間につき自宅等待機が求められることになります。入国直後のPCR検査を受けた後、ホテルへ専用バスで移送され、待機期間終了後は空港へ専用バスで移送されます。また、6日間のホテル滞在費は無料（政府負担）で、食事は支給されます。

なお、入国時に、入国後14日間の公共交通機関不使用と自宅又は宿泊施設での待機、この間の健康・位置情報の確認に応ずること等について誓約することが求められ、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象になり得るほか、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るので、御注意ください。

【参考1】厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2. なお、7月17日付領事メールでお知らせした19日日本時間正午からインターネット予約受付が開始された海外在留邦人向けワクチン接種について、上記1のとおり、ミャンマーからの入国に際しては、入国後6日間の待機が求められることとなったため、入国後、到着当日には接種することはできません。ワクチン接種は待機期間終了後、検疫所手配のバスで空港に戻る日のワクチン接種開場時間帯（10時～13時、14時～17時）で予約が可能です（例：到着日が8月7日の場合は8月13日の上記時間帯）。

また、この6日間の待機期間終了後に、予定等でワクチン接種ができない場合、自宅等での待機期間中にワクチン接種を希望する場合は公共交通機関の不使用、マスクの着用、手指消毒の徹底、「3密（密閉・密集・密接）」の回避、目的地以外の移動は行わない等のルールを遵守する場合に限り、接種会場に来訪し、接種を受けることが認められています。

【参考2】インターネット予約受付

7月19日正午（日本時間）からインターネット予約受付が開始されています。特設サイトへのリンクは、以下のとおりです。

https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action

また、以下のページも御参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

問い合わせ先：外務省ワクチン接種コールセンター

電話番号：

(Skype ID)

mofa-vaccine-QA@asiahs.com

(Skype Out) (+81) 50-5806-2587

(固定電話)03-6633-3237

メールアドレス

mofa-vaccine-QA@asiahs.com

■ 問い合わせ先：在ミャンマー日本国大使館 領事班

電話：95-1-549644～8

メール：ryoji@yn.mofa.go.jp